［正］

ENEOSグループ健康保険組合　御中

事業所名

マネージャー	担　当　者

事業所番号

健康保険被保険者資格取得届

個人番号は当健保組合の「個人情報取扱方針」に基づく「個人情報保護管理規程」において、その取扱い、利用目的等が定められており、当該規程に則って管理・利用いたします。

被保険者番号	フリガナ 被保険者の氏名	種別（性別）	生年月日	資格取得年月日	資格取得原因	報酬月額	標準報酬月額	被扶養者	旧事業所名（再雇用の場合は、旧被保険者番号も記載する）	備考
		男・女	昭和 5 平成 7 令和 9 年　月　日	令和　年　月　日	採用 1 再雇用 2 転入 3	(ア) 円 (イ) 円 (ウ) 円	千円	有 1 無 2		

個人番号（マイナンバー）	□ 提出拒否（＊該当する場合はレを記入）	― ―	□ 短時間労働者（*該当する場合はレを記入）
住民票住所	〒 －	TEL	資格確認書発行要否 □ **発行が必要**（＊該当する場合はレを記入）
現住所	□ **同上**（＊同上の場合は、記入不要）	〒 ―	□ 下記、理由欄より必ず選択ください．

		男・女	昭和 5 平成 7 令和 9 年　月　日
		令和　年　月　日	採用 1 再雇用 2 転入 3
	(ア) 円 (イ) 円 (ウ) 円	千円	有 1 無 2

個人番号（マイナンバー）	□ 提出拒否（＊該当する場合はレを記入）	― ―	□ 短時間労働者（*該当する場合はレを記入）
住民票住所	〒 －	TEL	資格確認書発行要否 □ **発行が必要**（＊該当する場合はレを記入）
現住所	□ **同上**（＊同上の場合は、記入不要）	〒 ―	□ 下記、理由欄より必ず選択ください．

資格確認書発行の理由	
	1 ： マイナンバーカードを紛失したため 2 ： マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため 3 ： マイナンバーカードの更新手続き中のため 4 ： マイナンバーカードを作っていないため 5 ： マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため 6 ： マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため 7 ： マイナンバーカードを返納したため

令和　　年　　月　　日　提出

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	
電話	

常務理事	事務長	担当者

保険料　　月分から

ENEOS20241202

[副]

御中

事業所番号

健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

被保険者番号	フリガナ 被保険者の氏名	種別 (性別)	生年月日	資格取得 年月日	資格取得 原因	報酬月額	(ア) 金銭による ものの金額 (イ) 現物による ものの金額 (ウ) 合計	標準報酬 月額	被扶養者	旧事業所名 (再雇用の場合は、旧被保険者番号も記載する)	備考
		男・女	昭和 5 平成 7 令和 9 年 月 日	令和 年 月 日	採用 1 再雇用 2 転入 3		(ア) 円 (イ) 円 (ウ) 円	千円	有 1 無 2		
個人番号 (マイナンバー)	□ 提出拒否 (＊該当する場合はレを記入)										□ 短時間労働者 (*該当する場合はレを記入)
住民票住所	〒 －								TEL		資格確認書発行要否 □ **発行が必要** (＊該当する場合はレを記入)
現住所	□ **同上** (＊同上の場合は、記入不要)	〒 －									下記、理由欄より必ず選択ください．

		男・女	昭和 5 平成 7 令和 9 年 月 日	令和 年 月 日	採用 1 再雇用 2 転入 3		(ア) 円 (イ) 円 (ウ) 円	千円	有 1 無 2		
個人番号 (マイナンバー)	□ 提出拒否 (＊該当する場合はレを記入)										□ 短時間労働者 (*該当する場合はレを記入)
住民票住所	〒 －								TEL		資格確認書発行要否 □ **発行が必要**
現住所	□ **同上** (＊同上の場合は、記入不要)	〒 －									下記、理由欄より必ず選択ください．

令和　　年　　月　　日 提出された被保険者資格取得届に基づき、上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。

＊この通知書の確認および決定に不服がある時は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で社会保険審査官（地方厚生(支)局内）に審査請求できます。
また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求または処分の取消しの訴えを提起することができます。
再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書または口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があった日ことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）
なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8
ENEOSグループ健康保険組合
＜公印省略＞

保険料　　月分から

ENEOS20230701